

岩手・柳之御所跡 (1)

確認された。

第一二次調査で見つかった木簡は計六点である。内訳は、堀一一SD一から一点、井戸一一SE一から四点、土坑一一SK五五から一点となる。堀一一SD一は、居館の周囲にめぐり遺跡を二分する

1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所

2 調査期間 第二次調査 一九八八年（昭63）四月～一月

3 発掘機関 財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター

4 調査担当者 三浦謙一・東海林隆幹・酒井宗孝・斎藤邦雄ほか

5 遺跡の種類 居館跡

6 遺跡の年代 一二世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

柳之御所跡は、一二世紀の奥州を支配した平泉藤原氏の居館跡と考えられている広大な遺跡である。第二次調査では、遺跡の南端

を調査し、居館を囲む巨大な堀や道路状遺構、多数の

井戸・井戸状遺構、各種土坑を検出した。柱穴も多い

が、復元できる掘立柱建物

は少数である。遺構・遺物

は全て一二世紀後半のもの

であったが、その後の調査

では前半に遡るものも若干

五mの円筒形を呈するもので、木簡が出土した埋土下半部には、各種の木製品とともに多くのウリ科の種が含まれていた。

木簡以外には、堀一一SD一から文字にはならない太い墨痕が残る小木片一点、井戸状遺構一一SE一から墨書土器八点が出土し、うち一点は漢字が書かれているが、いずれも判読不能である。

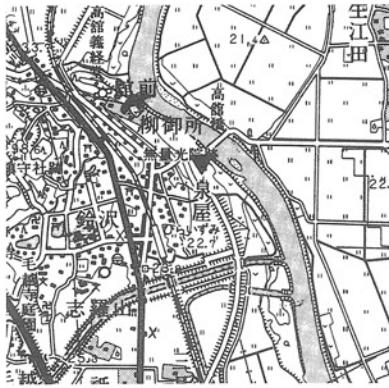
8 木簡の积文・内容

(1) • □□□ □

• □□□

(2) 如

(3) □お



(一) 関

(4)

□

・ 「□□
□□」
〔如法
カ〕

□□

(6)

〔
カ〕
□

(56)×(15)×3 081
(59)×(16)×2 081

(76)×(12)×3 081

全てスギの柾目材であるが、本来の形状を保つものはない。(1)は両面に木目と直交する方向の文字が複数行認められるが、判読不能。

(2)は上下折れ。「如」の上にも文字があつた可能性がある。右端には二次的な削りがみられる。(3)(4)も上下折れ。(4)はかすかに残る墨痕を文字の痕跡とみた。(5)は上端と左辺が原形をとどめ、上端は圭頭状を呈する。表面の二文字は、偏からみて「如法」の可能性があると判断した。裏面にも墨痕が残るが判読不能。(6)は断片で、梵字パンが書かれている可能性がある。

9 関係文献

(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『柳之御所跡』(岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書)二八、一九九五年)

(三浦謙一)

